

一宮市立市民病院医事業務等業務委託公募型プロポーザル提案審査実施要領

一宮市立市民病院外来診療科等受付業務、救急外来医事業務等業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

1 目的

本プロポーザルは、一宮市立市民病院における患者サービスの向上、業務の効率化、病院経営の健全化を目的として、最適な医事業務等受託事業者を選定するために行う。

2 業者選定方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

3 業務の概要

(1) 委託事業名

一宮市立市民病院外来診療科等受付業務、救急外来医事業務等業務委託

(2) 業務概要

外来診療科等受付業務及び救急外来医事業務

※詳細は別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日（3年間）

ただし、契約締結日から令和4年9月30日までは準備期間とし、役務の提供を受けていないため無償とする。また、場合により契約の変更または解除することがある。

4 契約上限価格

429,444,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

なお、期間ごとの契約上限価格は以下のとおり。

令和4年10月1日～令和5年3月31日	71,574,000円
令和5年4月1日～令和6年3月31日	143,148,000円
令和6年4月1日～令和7年3月31日	143,148,000円
令和7年4月1日～令和7年9月30日	71,574,000円

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本公告日に一宮市入札参加資格者名簿に登載されている者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 広告の日から落札決定までの間において、一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 愛知県内に登記上の本店又は支店（営業所）を有する法人であること。
- (6) 令和 4 年 4 月 1 日時点の直近 3 年度以内に、愛知県、岐阜県又は三重県の 1 日あたりの外来患者数 1,000 人以上および救急車受け入れ台数が年間 4,000 台以上の電子カルテ導入済み病院において、医事業務を一括で 1 年以上継続受託していること。
- (7) ISO9001 又はプライバシーマーク使用許諾認証若しくは ISMS 認証を取得していること。
- (8) 国税、愛知県税及び一宮市税（納期到来分）を完納している者であること。

6 事業者選定に係る日程

- (1) 募集の公告 令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 4 年 4 月 13 日（水）
- (2) 質問受付 令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 4 年 4 月 7 日（木）
- (3) 現地見学会 令和 4 年 4 月 6 日（水）
- (4) 質問に対する回答 令和 4 年 4 月 11 日（月）
- (5) 第 1 次審査書類の受付期間 令和 4 年 4 月 11 日（月）～令和 4 年 4 月 13 日（水）
- (6) 審査結果の通知 令和 4 年 4 月 15 日（金）
- (7) 第 2 次審査書類の受付期間 令和 4 年 4 月 18 日（月）～令和 4 年 4 月 20 日（水）
- (8) 第 2 次審査 令和 4 年 4 月 26 日（火）
- (9) 審査結果の通知 令和 4 年 5 月上旬

※日程については、一宮市の都合により変更する場合有り。

7 提出書類について

プロポーザル参加を希望する者は、本要領の内容を確認のうえ、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類一覧

書類	様式
【第 1 次審査】	
① 参加表明書	1
② 誓約書兼承諾書	2
③ ISO9001 又はプライバシーマーク使用許諾証若しくは ISMS 認証の写し	-

④ 会社概要書	3
⑤ 業務実績調書	4
⑥ ⑤に記載した事実を証明する書類 (契約書の写し等、任意様式)	-
【第2次審査】	
⑦ 企画提案書 ※CD-R等電子媒体に保存した電子データも1部提出すること。	5-1 ~5
⑧ 見積金額及び積算内訳	6

※ 各種証明書は発行日が令和4年1月1日以降のものに限る。

(2) 提出期間

- ① 第1次審査 令和4年4月11日(月)～令和4年4月13日(水)
- ② 第2次審査 令和4年4月18日(月)～令和4年4月20日(水)

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時までを除く。)

※本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、一次審査の書類の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を上記提出期限までに持参もしくは郵送(期限内必着)すること。

(4) 提出方法

提出期間内に提出先へ持参もしくは郵送すること。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。

※企画提案書等の書類の様式は、一宮市立市民病院ホームページ

<https://www.municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp>からダウンロードして入手すること。

(5) 提出先

〒491-8558 愛知県一宮市文京 2-2-22
一宮市立市民病院事務局医事課

(6) 提出部数

- ① 第1次審査 正本1部、副本5部
- ② 第2次審査 正本1部、副本10部

(7) 留意事項

- ① 提出書類は、原則として所定の様式を用いて作成すること。
- ② 提出する書類サイズは原則としてA4版、縦型、横書き、左綴じとするが、構成図等についてはA4版、横型またはA3版、横型も可とする。
- ③ 企画提案書は、病院への電子データによる提出を考慮し、Microsoft Office製品を用いて作成すること。
- ④ 提案内容は、分かりやすい表現で簡潔な文章とすること。

- ⑤ 提案内容は、契約の一部とすること。
- (8) 書類等の取扱い
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 書類提出後は、記載された内容の変更を認めない。
 - ③ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ④ 提出された書類は、本プロポーザル及び契約の目的以外には使用しない。
 - ⑤ 提出された書類は、一宮市情報公開条例（平成12年一宮市条例第33号）に基づく公文書公開請求により公開する場合がある。
- (9) 本要領、仕様書等に関する質問及び回答
 - ① 質問については、所定の質問書（様式8）により、持参又は電子メールで受け付けるものとする。ただし、持参の場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで、電子メールの場合は提出期限までに必着のこと。
 - ② 回答は、とりまとめの上、参加予定事業者全社へ電子メールで回答する。ただし、質問の内容により事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。
 - ③ 質問受付期限は、令和4年4月7日（木）午後5時までとする。

8 現地見学会

プロポーザル参加希望者に対して下記のとおり現地見学会を行う。

- (1) 開催日 令和4年4月6日（水）午前（予定）
- (2) 参加者は、1事業者につき2名までとする。
- (3) 令和4年4月5日（火）午後3時までに現地見学会参加申込書（様式7）により、電子メールにて提出すること。電子メール送信後、「14 事務局」担当者へ電話にて着信確認を行うこと。

9 プロポーザル実施・業者選定にかかる条件

- (1) プロポーザルに参加する者が1社である場合も、原則としてプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社を非特定とする場合もある。

10 選定方法

- (1) 方法
 - 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定
 - ①第1次審査（書類審査）

参加表明書及び参加資格等を審査し選定する。

②第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査により選定された者を対象に、第2次審査提出書類の審査、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し決定する。

(3) 第2次審査

第1次審査合格者には、第2次審査を実施する日時、場所、留意事項等を、令和4年4月15日（金）までに、電子メールで通知する。プレゼンテーションによる審査は、提出された企画提案書等に基づき説明20分、質疑応答10分とし、提出済みの企画提案書に加え、プロジェクターで投影するスライド（Microsoft PowerPoint2010）で行うことができるが、追加資料は配布できない。また、説明は、企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

※状況によってはWeb開催とする。

11 結果通知

審査結果について、企画提案書を提出した全ての業者に対し、文書にて通知する。ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとする。また、審査経過や結果に対する異議は受けつけない。

12 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 見積書（様式6）において、「4 契約上限価格」で示した金額を超えている場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案後、業務の実施が困難となった場合。
- (5) その他、著しく信義に反する行為があった場合。

13 その他

- (1) 提案等に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。
- (2) 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

14 事務局

〒491-8558 愛知県一宮市文京 2-2-22

一宮市立市民病院事務局医事課

TEL : 0586-71-1911

E-mail : gyoumu@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp